

生駒市体育施設条例新旧対照表

現行						改正案							
別表第3(第8条関係)						別表第3(第8条関係)							
1 体育館						1 体育館							
区分			(午前) 9:00~12:00	(午後) 12:00~15:00	(夕方) 15:00~18:00	(夜間) 18:00~21:00	区分			(午前) 9:00~12:00	(午後) 12:00~15:00	(夕方) 15:00~18:00	(夜間) 18:00~21:00
生駒市 生駒北 スポーツセン ター体 育館	アマ チュ アス ポー ツ	体育 室全 面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円	生駒市 生駒北 スポーツセン ター体 育館	アマ チュ アス ポー ツ	体育 室全 面	3,700円	3,700円	3,700円	3,700円
		体育 室半 面	1,850円	1,850円	1,850円	1,850円			1,850円				
生駒市 市民体 育館	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)		16,970円	16,970円	16,970円	16,970円	生駒市 市民体 育館	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)		16,970円	16,970円	16,970円	16,970円
生駒市 総合公 園体 育館	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合		62,230円	62,230円	62,230円	62,230円	生駒市 総合公 園体 育館	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合		62,230円	62,230円	62,230円	62,230円
	会議室		510円	510円	510円	510円		会議室		510円	510円	510円	510円
	多目的室		1,230円	1,230円	1,230円	1,230円		多目的室		1,230円	1,230円	1,230円	1,230円
生駒市 北大和 体育館	アマチュアス ポーツ		1,850円	1,850円	1,850円	1,850円	生駒市 北大和 体育館	アマチュアス ポーツ		1,850円	1,850円	1,850円	1,850円
生駒市 小平尾 南体 育館	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)		8,490円	8,490円	8,490円	8,490円	生駒市 小平尾 南体 育館	アマチュアス ポーツ以外 (集会、講演会 等)		8,490円	8,490円	8,490円	8,490円
	指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合		31,110円	31,110円	31,110円	31,110円		指定管理者が 特に必要があ ると認める営 利使用の場合		31,110円	31,110円	31,110円	31,110円
	会議室		510円	510円	510円	510円		会議室		510円	510円	510円	510円
生駒市 井出山 体育館	アマチュアス ポーツ		2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	生駒市 井出山 体育館	アマチュアス ポーツ		2,160円	2,160円	2,160円	2,160円

園体育館	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は使用料又は利用料金に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
- 5 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

区分				(午前)	(午後)	(夜間)
				9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00
生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	2,470円	2,470円	2,470円
			半面	1,230円	1,230円	1,230円
		アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	10,970円	10,970円	10,970円	

園体育館	アマチュアスポーツ以外 (集会、講演会等)	9,950円	9,950円	9,950円	9,950円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	36,480円	36,480円	36,480円	36,480円

備考

- 1 「体育室半面」とは、体育室の床面積の2分の1以下をいう。
- 2 会議室使用の場合、机及び椅子は使用料又は利用料金に含む。
- 3 次に掲げる者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する中学生以下の者
 - (2) 市内に存する幼稚園、小学校又は中学校に在学する者
 - (3) 指定管理者が前2号に準ずると認める者
- 4 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等(前項に掲げる者をいう。以下同じ。)
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市井出山体育館又はむかいやま公園体育館を使用する場合に限る。)
- 5 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定による消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税に相当する額(以下「消費税等相当額」という。)を含む。

2 武道館

区分				(午前)	(午後)	(夜間)
				9:00~13:00	13:00~17:00	17:00~21:00
生駒市武道館	専用使用	アマチュアスポーツ	全面	2,470円	2,470円	2,470円
			半面	1,230円	1,230円	1,230円
		アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	10,970円	10,970円	10,970円	

	指定管理者が特に必要 があると認める営利使用 の場合	41,480円	41,480円	41,480円
個人使用		1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円

備考

- 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 グラウンド

区分		(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00	(夜間) 17:00～21:00
生駒市 生駒北 スポーツ センター 野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市 生駒北 スポーツ センター グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特	62,230円	62,230円	62,230円	

	指定管理者が特に必要 があると認める営利使用 の場合	41,480円	41,480円	41,480円
個人使用		1人につき 100円	1人につき 100円	1人につき 100円

備考

- 「半面」とは、武道場の床面積の2分の1以下をいう。
- 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

3 グラウンド

区分		(午前) 9:00～13:00	(午後) 13:00～17:00	(夜間) 17:00～19:00	(夜間) 17:00～21:00
生駒市 生駒北 スポーツ センター 野球場	アマチュアスポーツ	1,640円	1,640円	620円	
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円	
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	24,890円	24,890円	12,440円	
生駒市 生駒北 スポーツ センター グラウンド	アマチュアスポーツ	全面	4,110円	4,110円	4,110円
		半面	2,060円	2,060円	2,060円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	16,970円	16,970円	16,970円	
	指定管理者が特	62,230円	62,230円	62,230円	

	必要があると認める営利使用の場合												
生駒市 生駒北 スポーツセン ターグ ラウン ドラン ニング トラッ ク	個人使 用	大人 1人につき1回 210円 小人 1人につき1回 100円											
イモ山 公園グ ラウン ド むかい やま公 園グラ ウンド	アマチュアスポ ーツ	1,340円	1,340円	510円									
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円									
	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	24,890円	24,890円	12,440円									
生駒市 井出山 グラウ ンド	アマチュアスポ ーツ	1,640円	1,640円		1,640円								
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円								
	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	24,890円	24,890円		24,890円								
生駒市 総合公 園グラ ウンド 生駒市 健民グ ラウン	アマチュアスポ ーツ	1,340円	1,340円		1,340円								
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円								
	指定管理者が特 に必要があると	24,890円	24,890円		24,890円								
	必要があると認める営利使用の場合												
生駒市 生駒北 スポーツセン ターグ ラウン ドラン ニング トラッ ク	個人使 用	大人 1人につき1回 210円 小人 1人につき1回 100円											
むかい やま公 園グラ ウンド	アマチュアスポ ーツ	1,340円	1,340円	510円									
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円	3,390円									
	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	24,890円	24,890円	12,440円									
生駒市 井出山 グラウ ンド	アマチュアスポ ーツ	1,640円	1,640円		1,640円								
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円								
	指定管理者が特 に必要があると 認める営利使用 の場合	24,890円	24,890円		24,890円								
イモ山 公園グ ラウン ド 生駒市 総合公 園グラ	アマチュアスポ ーツ	1,340円	1,340円		1,340円								
	アマチュアスポ ーツ以外(集会、 講演会等)	6,790円	6,790円		6,790円								
	指定管理者が特 に必要があると	24,890円	24,890円		24,890円								

ド	認める営利使用の場合				
生駒市 小平尾 南少年 グラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
 - 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
 - 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
 - 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
 - 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - 6 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
 - 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。
- 4 テニスコート

ウンド	認める営利使用の場合				
生駒市 健民グ ラウンド	アマチュアスポーツ	620円	620円		620円
	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	3,390円	3,390円		3,390円
	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	12,440円	12,440円		12,440円

備考

- 1 「半面」とは、グラウンドの面積の2分の1以下をいう。
 - 2 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
 - 3 「1回」とは、3時間以内における継続する使用をいう。
 - 4 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。ただし、生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドランニングトラックについては、この限りでない。
 - 5 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 平群町内に住所を有する者(むかいやま公園グラウンド又は生駒市井出山グラウンドを使用する場合に限る。)
 - 6 生駒市生駒北スポーツセンターグラウンドを日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に利用する場合の使用料の額は、当該使用料の額の1.5倍に相当する額とする。
 - 7 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。
- 4 テニスコート

区分		9:00~11:00	11:00~13:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~19:00	19:00~21:00	区分		9:00~11:00	11:00~13:00	13:00~15:00	15:00~17:00	17:00~19:00	19:00~21:00	
		1:00	3:00	5:00	7:00	9:00	1:00			1:00	3:00	5:00	7:00	9:00	1:00	
生駒市 生駒北 スポーツ センター テニス コート 以外(集 会、講演 会等)	アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,030円		生駒市 生駒北 スポーツ センター テニス コート 以外(集 会、講演 会等)	アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,230円	1コート につき 1,030円		
	アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円			アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円	1コート につき 5,090円		1コート につき 5,090円
	指定管 理者が 特に必 要があ ると認 める営 利使用 の場合	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円			指定管 理者が 特に必 要があ ると認 める営 利使用 の場合	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円	1コート につき 18,670円		1コート につき 18,670円
生駒市 浄化セ ンター テニス コート (全天候 型) 生駒市 健民テ ニスコ ート	アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 620円		生駒市 浄化セ ンター テニス コート (全天候 型) 生駒市 健民テ ニスコ ート	アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 720円	1コート につき 620円		
アマチ ュアス ポーツ	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	アマチ ュアス ポーツ			1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円	1コート につき 3,390円			
指定管 理者が 特に必 要があ	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	指定管 理者が 特に必 要があ			1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円	1コート につき 12,440円			

	ると認める営利使用の場合						
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
生駒山麓公園テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
むかいやま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

区分	(午前)10:00~12:00	(午後)13:00~17:00
	0	0

	ると認める営利使用の場合						
生駒市総合公園テニスコート	アマチュアスポーツ	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円	1コートにつき 1,230円
生駒山麓公園テニスコート	アマチュアスポーツ以外(集会、講演会等)	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円	1コートにつき 5,090円
むかいやま公園テニスコート	指定管理者が特に必要があると認める営利使用の場合	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円	1コートにつき 18,670円

備考

- 1 児童生徒等が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 2 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料又は利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - (1) 児童生徒等
 - (2) 市内に住所を有する者
 - (3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (4) 市内に存する学校に在学する者
 - (5) 平群町内に住所を有する者(生駒市浄化センターテニスコート又はむかいやま公園テニスコートを使用する場合に限る。)

3 上表の使用料及び利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

5 プール

区分	(午前)10:00~12:00	(午後)13:00~17:00
	0	0

イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人 使用	大人	1人につき 210円	1人につき 310円
		小人	1人につき 100円	1人につき 210円
	団体 使用	大人	1人につき 150円	1人につき 210円
		小人	1人につき 50円	1人につき 150円

備考

- 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

6 相撲場

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00
生駒市 総合公 園相撲 場	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

備考

- 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

イモ山公園プール 滝寺公園プール	個人 使用	大人	1人につき 210円	1人につき 310円
		小人	1人につき 100円	1人につき 210円
	団体 使用	大人	1人につき 150円	1人につき 210円
		小人	1人につき 50円	1人につき 150円

備考

- 「団体」とは、責任者に引率された30人以上の者をいう。
- 「小人」とは、中学生以下の者をいう。ただし、3歳未満の者は、無料とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - 市内に存する学校に在学する者
- 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

6 相撲場

区分		(午前) 9:00~13:00	(午後) 13:00~17:00	(夜間) 17:00~19:00
生駒市 総合公 園相撲 場	アマチュアスポーツ	310円	310円	210円
	アマチュアスポーツ 以外(集会、講演会等)	1,700円	1,700円	1,700円
	指定管理者が特に必要があると認める営 利使用の場合	6,220円	6,220円	6,220円

備考

- 児童生徒等が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2分の1に相当する額とする。
- 次に掲げる者以外の者が使用する場合の利用料金の額は、上表の金額の2倍に相当する額とする。
 - 児童生徒等
 - 市内に住所を有する者
 - 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

7 夜間照明

区分	金額
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

8 附属設備

市長の定める額

別表第4(第8条関係)

1 当日使用

区分	金額
プールのみ	1人につき820円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき1,230円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

2 月間使用(技術指導有り)

区分	金額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき7,200円以内

(4) 市内に存する学校に在学する者

3 上表の利用料金の額には、消費税等相当額を含む。

7 夜間照明

区分	金額
生駒市生駒北スポーツセンターグラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市小平尾南少年グラウンド夜間照明	30分につき 310円 (ただし、単位時間に端数を生じたときは30分とみなす。)
生駒市井出山グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
イモ山公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 4,940円 1時間につき5割点灯 2,470円
生駒市健民グラウンド夜間照明	1時間につき全点灯 2,470円 1時間につき5割点灯 1,230円
生駒市総合公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
生駒山麓公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円
むかいやま公園テニスコート夜間照明	1コート1時間につき 370円及びカード1枚につき 360円

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

8 附属設備

市長の定める額

別表第4(第8条関係)

1 当日使用

区分	金額
プールのみ	1人につき820円以内
プール及びトレーニングジム	1人につき1,230円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

2 月間使用(技術指導有り)

区分	金額
プール、トレーニングジム及びスタジオ	1人につき7,200円以内

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。

備考 上表の金額には、消費税等相当額を含む。